

第5章 地域福祉計画の推進体制

1 計画の周知と雰囲気づくり

地域福祉は、行政、地域住民、福祉活動団体、ボランティア、福祉事業者など地域にかかわるものが主体となって協働して推進していくことが大切です。

そこで、本計画で示した取組と方向性について、ダイジェスト版や広報、ホームページなどにより公表し周知を図ります。また、より普及を図るため、地域福祉懇談会（仮称）などを通じて、具体的な取組や活動事例などを紹介しながら理解と参加・協力を求め、住民への周知を図り、地域における主体的な活動を促進していきます。

（１）住民への計画の普及

各地域で地域福祉懇談会（仮称）を開催し、本計画で示した基本理念や福祉課題解決のための取組と方向性などについての理解を促進します。

さらに計画の推進に当たっての提案など意見交換を行い、行政と社会福祉協議会、住民との協働による計画の推進を目指します。

（２）事業者などへの計画の普及

町内の福祉関係の事業者をはじめ、企業などに対して、本計画に対する理解を促進し、ボランティア、NPO、事業者、企業における計画の推進に当たっての取組を普及啓発します。

2 総合的な地域福祉推進体制

本計画策定後は、本計画を着実に推進するため、住民（地域住民、事業者、福祉団体、NPOなど）や社会福祉協議会との協働により計画を推進します。そして、社会福祉基礎構造改革の更なる進展により、時流に即した対応を図っていきます。

（１）庁内関係部局との連携

本町において、関係部局との連携を図りながら本計画を推進します。

（２）事業者、関係機関などとの協働

本町はこれまでも事業者、関係機関などとの連携を図りながら施策を進めてきました。今後も機会ある毎に、意見を聴きつつ、協働の立場で本計画を推進します。

（３）社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図りながら、本計画を推進します。

3 評価と見直しの仕組み

(1) 評価委員会の設置

「揖斐川町地域福祉計画策定委員会」を引き続き「揖斐川町地域福祉計画評価委員会（仮称）」と位置付け、地域福祉活動や住民のニーズを把握しながら計画の進捗管理及び見直しなどについて協議・検討を行い、本計画の着実な推進に努めます。

(2) 地域福祉懇談会（仮称）の開催

行政推進員、民生委員・児童委員、福祉委員その他地域住民の参加による地域福祉懇談会（仮称）を開催し、地域福祉活動の取組状況などについての意見を聴取し、評価委員会に報告・提案します。

(3) 事務局

本計画の進行管理や連絡・調整などを行う事務局を社会福祉課に設置し、社会福祉協議会との連携のもと、進捗管理及びその事務に当たります。

計画の推進体制

